

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還計画申請書

年 月 日

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会会長 様

貸付決定番号 ()

申請者 住所

氏名 印

借受人との関係 ()

下記のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金を返還したく申請します。

記

借受人氏名			
返還事由 ※該当する事由を ○で囲むこと	1 貸付契約の解除 2 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に埼玉県内及び近隣の都県の区域において業務に従事しなかった 3 取得した資格を活かして、埼玉県内及び近隣の都県の区域において従事する意思がなくなった 4 業務外の事由による死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなった 5 その他 ()		
返還額 ※該当する資金を ○で囲むこと	入学準備金 ・ 就職準備金	借用金額①	円
	既返還額②	円	返還免除額③ 円
	返還額(①-②-③)	円 (注1)	
返還期間	返還猶予期間	年 月～	年 月
	返還期間 (注2)	年 月～	年 月
	返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 年賦 4 その他 ()	

【申請上の注意点】

・借受人死亡の場合は、連帯保証人（連帯保証人を立てている場合）又は法定相続人が申請してください。

(注1) 連帯保証人を立てていない場合、返還額に年1%の利子が加算されます。(加算される利子については、さいたま市社会福祉協議会において計算します。)

(注2) 貸付金は返還事由が生じた日の属する月の翌月から、養成機関に在学していた月数の2倍に相当する期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と猶予された期間を合算した期間）内に返還していただきます。